

踏まえて策定した。

・ 今後は本計画に基づき、子どもたち一人一人が生き生きと輝くことができるよう、各種事業の推進に努める。

〈経済環境部 商工観光課〉

【監査結果】

・ 制度融資については、金利の上昇に伴い事業者の借り入れ負担が増すことが想定されることから、規則改正を含め負担軽減策を検討し、実施にあたっては、事業者の不安軽減等の観点から早期の周知を図りたい。

【措置内容】

・ 金融機関との協議の結果、令和7年度の市制度融資貸付利率は想定より低い上げ幅となった。また、利率の上昇分についても、運転資金においては6割、設備資金においては7割5分が利子補給されることから、規則改正等による更なる負担軽減策の実施は見送ったところである。

令和6年度に実施した監査結果に基づき講じた措置について、茂原市教育長から通知がありました。内容は、次のとおりです。

◆監査の種類

財政援助団体等監査

◆措置年度

令和7年度

〈教育委員会 生涯学習課〉

【監査結果】

・ 補助金交付事務において、青少年育成茂原市民会議（以下「市民会議」という。）の申請書類に一部不備や未提出のものが認められたことから、改めて必要書類について市民会議に示すとともに、審査を徹底し、適正な事務処理に当たりたい。

・ 補助対象経費の算定にあたっては、特定財源と思われる歳入があることから、改めて内容を精査し、適正な算定に努められたい。また、繰越金が事業費に比し多額であることから、市民会議及び各小学校区市民会議と協議し、適切な繰越額となるよう事業の見直しを検討されたい。

・ 市民会議の活動に係る会費については、現在、自治会からのみ徴収されているところであるが、自治会の組織率が低下していることから、市民会議の趣旨に賛同する会員を増やし、自治会に加入されていない個人や法人等多くの方からも会費を集める事ができるよう方策を検討されたい。また、正確な会員数が把握されていないことから、適切な会員数の把握に努められたい。

・ 各小学校区茂原市民会議への配分金については、補助金としての性格が強いように思われる。青少年育成茂原市民会議規約により配分金と名称を定めているが、配分金と定めた経緯を明らかにし、場合によっては名称の変更を検討されたい。

【措置内容】

・ 補助金に係る必要書類について団体側と再確認するとともに、新たに会計ガイドラインを定め会計担当者に対し周知した。補助金交付事務にあたっては審査を徹底し、適正な事務処理に努める。

・ 特定財源と思われる歳入については、支出全体に充てられ

れるように規約が改正された。補助対象経費については使途を精査し、改めて適正な算定に努める。また、繰越金については、令和7年度事業内容及び予算の見直しが行われた。

・ 令和7年度から自治会未加入者に対しても会員募集が行われる。また、会員数の把握については、令和7年度から加入世帯数を把握できるよう規約が改正された。

・ 名称を配分金と定めた経緯については、聞き取りや資料によって明確にならなかったものの、規約の改正により配分金という名称は削除された。

問合せ

監査委員事務局（9階）

☎(20)1560 FAX(20)1607

涼みどころ

（クーリングシェルター）
をご利用ください

涼みどころ（クーリングシェルター）は、熱中症による健康被害を防止するために市が指定した施設（市役所、本納支所他）で、暑さをしのぐ休憩場所として誰でも利用できます。お出かけの際など、お気軽にご利用ください。詳しくは環境保全課ウェブページをご覧ください。



▲ウェブページ



問合せ

環境保全課（6階）

☎(20)1504 FAX(20)1604

